十一日までの間において借り入れた地方債の元利償還金があること。

単独災害復旧事業及び小災害（農地等小災害を除く。）に係るもの	○・四七五
農地等小災害に係るもの	○・九九七五
辺地対策事業に係るもの	○・八〇〇
過疎対策事業に係るもの	○・七〇〇
公害防止事業、石油コンビナート等特別防災区域緑地等設置事業及び地震対策緊急整備事業に係るもの	○・五〇〇
合併市町村建設事業及び原子力発電施設等立地地域振興事業に係るもの	○・七〇〇

二　当該年度分の災害復旧事業等に要する経費の財源に充てるため当該年度の四月一日から十月三十一日までの間において借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額に前号の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額の合算額

三　前年度分の自然災害防止事業及び旧特定地域開発就労事業従事者暫定就労事業（以下この号及び第五条第一項第二号の表第一号において「自然災害防止事業等」という。）に要する経費の財源に充てるため当該年度の六月一日から十月三十一日までの間において借り入れた地方債（普通交付税に関する省令第十二条第五項に規定する事業費補正係数の算定の基礎となつた地方債の範囲の例に準じて総務大臣が定めるものに限る。以下この号及び第五条第一項第二号の表第一号において同じ。）の当該年度における元利償還金の額（自然災害防止事業に係るものについては、同令第十二条第五項の表市町村の項第七号の算式Ⅱに規定する元利償還金の額に乗ずべき率の算定方法に準じて算定した率をこれに乗じて得た額とする。以下この号及び第五条第一項第二号の表第一号において同じ。）に次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額の合算額

区分	率
自然災害防止事業に係るもの	○・二八五

四　当該年度分の自然災害防止事業等に要する経費の財源に充てるため当該年度の四月一日から十月三十一日までの間において借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額に前号の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額の合算額

当該年度の四月二日から同年度の三月三十一日までの間において市制を施行し、又は町村を合併し、若しくは町村との境界変更を行つた市について、当該市制の施行又は合併若しくは境界変更が仮に同年度の四月一日に行われたとした場合における同年度の基準財政需要額の算定（ただし、普通交付税に関する省令第四十八条の規定は適用しない。）に用いるべき生活保護費に係る額（ただし、同令第九条第一項の表市町村の項第七号算式アの符号C及びDを零として算定した額とする。）が、当該市の同年度の基準財政需要額の算定に用いた生活

二　当該年度の四月二日以降において町村が市となり又は市の区域が変更したこ

十一日までの間において借り入れた地方債の元利償還金があること。

単独災害復旧事業及び小災害（農地等小災害を除く。）に係るもの	○・四七五
農地等小災害に係るもの	○・九九七五
辺地対策事業に係るもの	○・八〇〇
過疎対策事業に係るもの	○・七〇〇
公害防止事業、石油コンビナート等特別防災区域緑地等設置事業及び地震対策緊急整備事業に係るもの	○・五〇〇
合併市町村建設事業及び原子力発電施設等立地地域振興事業に係るもの	○・七〇〇

二　当該年度分の災害復旧事業等に要する経費の財源に充てるため当該年度の四月一日から十月三十一日までの間において借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額に前号の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額の合算額

三　前年度分の自然災害防止事業及び旧特定地域開発就労事業従事者暫定就労事業（以下この号及び第五条第一項第二号の表第一号において「自然災害防止事業等」という。）に要する経費の財源に充てるため当該年度の六月一日から十月三十一日までの間において借り入れた地方債（普通交付税に関する省令第十二条第五項に規定する事業費補正係数の算定の基礎となつた地方債の範囲の例に準じて総務大臣が定めるものに限る。以下この号及び第五条第一項第二号の表第一号において同じ。）の当該年度における元利償還金の額（自然災害防止事業に係るものについては、同令第十二条第五項の表市町村の項第七号の算式Ⅱに規定する元利償還金の額に乗ずべき率の算定方法に準じて算定した率をこれに乗じて得た額とする。以下この号及び第五条第一項第二号の表第一号において同じ。）に次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額の合算額

区分	率
自然災害防止事業に係るもの	○・二八五

四　当該年度分の自然災害防止事業等に要する経費の財源に充てるため当該年度の四月一日から十月三十一日までの間において借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額に前号の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額の合算額

当該年度の四月二日から同年度の三月三十一日までの間において市制を施行し、又は町村を合併し、若しくは町村との境界変更を行つた市について、当該市制の施行又は合併若しくは境界変更が仮に同年度の四月一日に行われたとした場合における同年度の基準財政需要額の算定（ただし、普通交付税に関する省令第四十八条の規定は適用しない。）に用いるべき生活保護費に係る額（ただし、同令第九条第一項の表市町村の項第七号算式アの符号C及びDを零として算定した額とする。）が、当該市の同年度の基準財政需要額の算定に用いた生活

二　当該年度の四月二日以降において町村が市となり又は市の区域が変更したこ